

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

告 示	○ 三重県情報公開条例第2条第2項第2号の実施機関が別に定める機関を定める告示	教育総務課	1頁
	○ 三重県個人情報保護条例第64条第2項の実施機関が別に定める機関を定める告示	教育総務課	1頁
訓 令	○ 三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令	教育総務課	2頁
	○ 三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令	教育総務課	2頁
お知らせ	○ 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	福利・給与課	2頁
	○ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	19頁
	○ 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	19頁
	○ 三重県立熊野少年自然の家の利用料金の承認	社会教育・文化財保護課	19頁
	○ 一般競争入札の落札者の決定について	特別支援教育課	20頁
	○ 一般競争入札の落札者の決定について	研修企画・支援課	21頁

### 告 示

#### 三重県教育委員会告示第12号

三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）第2条第2項第2号の実施機関が別に定める機関を次のように定めます。

平成26年 3月28日

三重県教育委員会教育長 山 口 千 代 己

#### 名 称

三重県総合博物館

三重県立美術館

斎宮歴史博物館

三重県埋蔵文化財センター

三重県生涯学習センター

#### 附 則

- 1 この告示は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 2 三重県情報公開条例第2条第2項第2号の実施機関が別に定める機関（平成12年三重県教育委員会告示第6号）は、廃止する。

#### 三重県教育委員会告示第13号

三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第64条第2項の実施機関が別に定める機関を次のように定めます。

平成26年 3月28日

三重県教育委員会教育長 山 口 千 代 己

名 称

三重県総合博物館  
三重県立美術館  
斎宮歴史博物館  
三重県埋蔵文化財センター  
三重県生涯学習センター

附 則

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 三重県個人情報保護条例第64条第2項の実施機関が別に定める機関(平成20年三重県教育委員会告示第9号)は、廃止する。

訓 令

教委訓第3号

局 内 一 般  
教育関係機関

三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成26年3月28日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令  
三重県教育委員会処務規程(平成14年教委訓第4号)の一部を次のように改正する。  
第2条第6号ロを次のように改める。

ロ 三重県行政組織規則(平成14年三重県規則第35号)第20条第3項に規定する図書館、総合博物館、美術館及び斎宮歴史博物館(以下「教育機関」という。)

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

教委訓第4号

局 内 一 般  
教育関係機関

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成26年3月28日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令  
三重県教育委員会鍵情報等管理要綱(平成16年教委訓第8号)の一部を次のように改正する。  
第2条第3号イを次のように改める。

イ 三重県行政組織規則(平成14年三重県規則第35号)第20条第3項に規定する図書館、総合博物館、美術館及び斎宮歴史博物館

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

お 知 ら せ

平成26年3月28日付け三重県公報第2584号に、教育委員会関係規則等が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十二年三重県条例第十一号)の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をいりて公布し  
ます。

平成二十六年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司  
三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

**三重県人事委員会規則**  
**三重県教育委員会規則 第一号**

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年<sup>三重県人事委員会規則</sup>  
<sup>三重県教育委員会規則</sup>第一号）の一部を次のよう  
に改正する。

第十一条の見出しを「（受給資格証の交付等）」に改め、同条第一項中「校長の発行する給与額証明書」を「給与額調書」に改め、同条第二項中「第十一号様式の二」の下に「。次項及び第十一条の三において「受給資格証」という。」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 県委員会は、受給資格証を交付したときは、失業者の退職手当支給台帳（第十一号様式の三）を作成し、これを保管しなければならない。

第十一条第四項及び第五項を削り、同条の次に次の三条を加える。

（基本手当に相当する退職手当の支給手続）

第十一条の二 受給資格者が失業者の退職手当を受けようとするときは、基本手当に相当する退職手当支給請求書（第十一号様式の四）を県委員会に提出しなければならない。

（公共職業訓練等を受講する場合）

第十一条の三 受給資格者は、知事が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定の例により指示した同法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（第四項及び次条において「公共職業訓練等」という。）を受けることとなつたときは、公共職業訓練等受講届（第十一号様式の五）、通所届（第十一号様式の六）及び受給資格証を県委員会に提出しなければならない。

2 県委員会は、前項の規定による公共職業訓練等受講届、通所届及び受給資格証の提出を受けたときは、当該受給資格証に必要な事項を記載し、受給資格者に返付しなければならない。

3 受給資格者は、第一項の規定による公共職業訓練等受講届及び通所届の記載内容に変更があつたときは、速やかにその旨を記載した届書に受給資格証を添えて県委員会に提出しなければならない。この場合において、提出された受給資格証の取扱いについては、前項の規定を準用する。

4 受給資格者が公共職業訓練等に係る給付を受けようとするときは、前条の規定による基本手当に相当する退職手当支給請求書に公共職業訓練等受講証明書（第十一号様式の七）を添えて県委員会に提出しなければならない。

（基本手当以外の給付の申請）

第十一条の四 受給資格者が条例第十条第八項各号（公共職業訓練等に係る給付を除く。）の給付を受けようとするときは、同項各号に定める給付の区分に応じ、それぞれ申請書（第十一号様式の八から第十一号様式の十一まで）を県委員会に提出しなければならない。

第一号様式の十を次のように改める。

第1号様式の10（第10条関係）

市町教育委員会	年 月 日 經由 本上申書及び必要書類は、事実に相違ない。 市町教育委員会 印
文 書 番 号 年 月 日 三重県教育委員会 宛て 学 校 長 氏 名 印 退職手当発令上申書 別紙記載の元所属の職員に対し、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和30年三重県条例第11号）の規定による退職手当を発令されたく別紙記載の事項に必要な書類を添えて上申します。	

（A列4版）

(別紙)

氏名	生年月日	職名	退職理由	退職年月日	死亡退職の場合	
					遺族氏名	職員との続柄

(A列4版)

第11号様式に「三重県教育委員会様」を「三重県教育委員会 宛て」に

「



委任者の印鑑証明書添付

を

(以下同じ。)

」

「

(以下同じ。)

」

改める。

第11号様式に「給 与 額 証 明 書」を「給 与 額 調 書」に、「職 種」を「職 名」に

「

上記は、退職前6月間に支払った給与額及び各月別内訳に相違ないことを証明します。

年 月 日

を

学校長 氏

名印

」

「

退職前6月間に支払った給与額及び各月別内訳は、上記のとおりです。

年 月 日

に

学校長 氏


名

」

改める。

第11号様式の1を次のように改める。

第11号様式の2 (第11条関係)

台帳番号				交付年月日		年 月 日		
失業者の退職手当受給資格証								
受給資格者	氏 名			年 齢		満 歳		
	現 住 所			退職理由				
	退職年月日		年 月 日		受給期間満了		年 月 日	
	求職年月日		年 月 日					
退職時に支払われた一般の退職手当等の額				円(A)				
最後の六月に支払った給与総額	1	円		賃金日額				
	2	円						
	3	円		$\frac{(B)}{180} = \text{円}$				
	4	円						
	5	円		基本手当日額				
	6	円						
	7	円		円(C)				
	8	円						
合 計		日(B)						
待期日数(A/C)		日(D)		所定給付日数 日(E)				
基本手当支給日数 (E-D)		日						
公共職業訓練等	受講開始 年 月 日		技能習得手当	受講手当		日額	円	支給開始 年 月 日
				特定職種 受講手当		月額	円	支給開始 年 月 日
	受講修了予定 年 月 日		寄宿手当	通所手当		月額	円	支給開始 年 月 日
				寄宿手当		月額	円	支給開始 年 月 日
年 月 日								
三重県教育委員会 								

(A列4版)

第十一号様式の3(第11条関係)

第11号様式の3 (第11条関係)

台帳番号		失業者の退職手当支給台帳 (表 面)					
受給資格者	氏 名				年 齢	満 歳	
	現 住 所				退職理由		
	退職年月日	年 月 日		受給期間満了	年 月 日		
	求職年月日	年 月 日					
受給資格証	交付年月日	年 月 日					
最後の六月に支払った給与総額	1	円	基本手当 日 額(A)	円			
	2	円					
	3	円	所定給付日数(B)	日			
	4	円					
	5	円	退職時に支払われた 一般の退職手当等の額(C)	円			
	6	円					
	7	円					
	8	円					
合 計		円					
待期日数 (C/A)	日(D)		基本手当 支給日数(B-D)	日			
基本手当に相当する退職 手当の支給開始	年 月 日		基本手当に相当する 退職手当の支給終了	年 月 日			
公共職業 訓練等	受講開始	年 月 日	技能 習得 手当	受講手当	日額	円	支給開始 年 月 日
				特定職種 受講手当	月額	円	支給開始 年 月 日
	受講修了予定	年 月 日		通所手当	月額	円	支給開始 年 月 日
				寄宿手当	月額	円	支給開始 年 月 日

(A列4版)



(裏面)

支 給 経 過	第 回 支 給	年 月 日 間 日分		円			
		技能習得 手 当	円	寄宿手当	円	支給計	円
		給付残日数	日	給付残額	円		
	第 回 支 給	年 月 日 間 日分		円			
		技能習得 手 当	円	寄宿手当	円	支給計	円
		給付残日数	日	給付残額	円		
	第 回 支 給	年 月 日 間 日分		円			
		技能習得 手 当	円	寄宿手当	円	支給計	円
		給付残日数	日	給付残額	円		
	第 回 支 給	年 月 日 間 日分		円			
		技能習得 手 当	円	寄宿手当	円	支給計	円
		給付残日数	日	給付残額	円		
備 考							

様式11 退職手当の支給請求書

第11号様式の4（第11条の2関係）

基本手当に相当する  
退職手当支給請求書

台帳番号

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

申請者

印

下記のとおり基本手当、技能習得手当又は寄宿手当に相当する退職手当の支給を請求します。

退職年月日	年 月 日	待期日数	日	基本手当 支給日数	日
求職年月日	年 月 日	基本手当 の日額	円		
前回までの 受給日累計	日				
今回の請求日数及び金額	基本手当に 相当する退職手当	年 月 日 年 月 日 の間	日分	円	
	技能習得手当に相 当する退職手当	年 月 日 年 月 日 の間	日分	受講手当	円
				通所手当	円
	寄宿手当に相 当する退職手当	年 月 日 年 月 日 の間	日分	円	
計			円		

〔 住 所  
氏 名 〕 については、年 月 日現在、

求職申込み中であることを証明します。

年 月 日

公共職業安定所長

印

備考 1 請求の都度新しい支給請求書を提出すること。

2 請求日数については、月の始めから末日まで（第1回目については退職手当の支給を受けなかつた者は求職の申込をした日からその月の末日まで、退職手当の支給を受けた者は待期日数の経過した日からその月の末日まで）の分とすること。

3 支給請求書は翌月の5日までに提出すること。

（A列4版）

第11号様式の5（第11条の3関係）

公共職業訓練等受講届

台帳番号

公共職業訓練等に関する事項	種類	1 公共職業訓練			2 その他（ 訓練）			
	職種		期間		昼夜間の別	昼・夜		
	受講開始年月日	年 月 日			修了予定年月日	年 月 日		
	上記の記載事実には誤りのないことを証明します。 年 月 日 公共職業訓練所長 <span style="float: right;">印</span>							
寄宿に関する事項	寄宿の事実	有 ・ 無		寄宿開始	年 月 日			
	寄宿前の住所又は居所							
	家族の状況	氏名	受給資格者との続柄	年齢	職業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所	
				歳	有・無	同・別		
			歳	有・無	同・別			
受講施設	名称							
	住所							
上記のとおり届け出ます。 年 月 日  三重県教育委員会 宛て   申請者 住所 氏名 <span style="float: right;">印</span>								

(A列4版)

第11号様式の6 (第11条の3関係)

通 所 届				台帳番号		
順路	通所の方法	区 間	距離	乗車券 等 の 種 類	左欄の乗車 券等の額 (1箇月分)	備考
1		住居から( 経由) まで	km		円	
2		から( 経由) まで				
3		から( 経由) まで				
4		から( 経由) まで				
5		から( 経由) まで				
6		から( 経由) まで				
計						

届出理由

- 1 新規                      2 住所又は居所の変更      3 通所経路の変更  
4 通所方法の変更      5 運賃等の負担額の変更

上記事実の発生年月日      年      月      日

上記の記載事実に誤りのないことを証明します。

年      月      日

公共職業訓練所長



上記のとおり届け出ます。

年      月      日

三重県教育委員会 宛て

申請者

住 所

氏 名



(A列4版)

第11号様式の7（第11条の3関係）

公共職業訓練等受講証明書

証明対象期間		年 月 日から 年 月 日まで		日間		処 理 欄			
実	受給資格証 番 号	氏 名	印	公共職業訓練等を 受けなかつた日		備考	基本 手当	技能 習得 手当	寄 宿 手 当
				疾病又は 負傷によ る場合	左記のほ かやむを 得ない理 由がある 場合				
績									

上記のとおり証明します。

年 月 日

公共職業訓練所長 印

(A列4版)

第11号様式の8（第11条の4関係）

傷病手当相当の退職手当申請書

申請者	氏名		生年月日	年 月 日 ( 歳)
診療 担当 者の 証明	傷病の名称 及びその程度			
	初診年月日	年 月 日		
	傷病の経過	年 月 日 治癒・転医・中止・継続中		
	傷病のため職業に就く ことができなかつた と認められる期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
	上記のとおり証明します。 年 月 日	診療機関の所在地及び名称 電 話 診療担当者氏名 ㊟		
支給 申請 期間	同一の傷病により受け ることができる給付			
	上記の給付を受ける ことができる期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
		年 月 日から 年 月 日まで 日間		
	傷病手当に相当する 退職手当の支給を 受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日  三重県教育委員会 宛て  申請者 住 所 氏 名 ㊟				

(A列4版)

第11号様式の9（第11条の4関係）

就業促進手当相当の退職手当申請書			
就業手当相当		台 帳 番 号	
申 請 者	氏 名	住 所	( 電 話 )
就 職 先 の 事 業 所	名 称		
	所 在 地	( 電 話 )	
職業に就いた日等について記載してください。	① 一の雇用契約の期間が7日以上である場合		
	イ	1週間の所定労働時間	時間 分
	ロ	雇用年月日 年 月 日	
	ハ	雇用期間 (イ) 定めなし	
		(ロ) 定めあり 年 月 日まで ( 年 箇月)	
	ニ	支給対象期間中の就業日数 合計 日	
	② ①以外の就業		
イ	就業先の事業所等	ロ	就業期間
	( 電 話 )		ハ
	( 電 話 )		就業日数
	( 電 話 )		ニ
	( 電 話 )		就業内容
		日	
		日	
		日	
		日	
		合計	日
上記の記載事実に誤りのないことを証明します。			
年 月 日		事業主氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
上記の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主（関連事業主を含む。）であるかどうか。		イ	離職前事業主である。
		ロ	離職前事業主ではない。
申請に係る就業について、安定所への求職の申込みの日前に雇用の予約があつたかどうか。		イ	雇用の予約があつた。
		ロ	雇用の予約はない。
申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1箇月である場合に、安定所又は職業紹介事業者の紹介の有無		イ	紹介を受けた。
		ロ	紹介を受けていない。
職業紹介事業者の名称	( 電 話 )		
上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。			
年 月 日		申請者氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
三重県教育委員会 宛て			

備考 支給を受けようとする受給資格者は、4週間に1回、当申請書に下記書類を添えて三重県教育委員会に提出すること。

- ・ 給与明細書等就業の事実を証明することができる書類の写し
- ・ 雇用契約書等労働契約の期間及び労働時間を証明することができる書類の写し（支給申請に係る就業について一の雇用契約の期間が7日以上の場合に限る。）

(A列4版)

第11号様式の9の2（第11条の4関係）

就業促進手当相当の退職手当申請書				
再就職手当相当			台帳番号	
申請者	氏名		住所	(電話 )
就職先の 事業所 (開始した事業)	名称			
	所在地	(電話 )		
	事業の種類			
雇入年月日 (事業開始年月日)	年 月 日	採用内定 年 月 日	年 月 日	
職 種			1週間の所定労働時間	時間 分
賃金月額	万 千円	雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり 年 月 日まで( 年 箇月)	
上記の記載事実に誤りのないことを証明します。				
年 月 日				
事業主氏名 ㊟				
雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の有無		イ 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。		
		ロ 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。		
上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。				
年 月 日				
三重県教育委員会 宛て				
申請者氏名 ㊟				

備考 支給を受けようとする受給資格者は、就職日の翌日から起算して1月以内に、当申請書に雇用契約書等を添えて三重県教育委員会に提出すること

(A列4版)



第11号様式の10（第11条の4関係）

移転費相当の退職手当申請書

申請者	氏名					台帳番号								
	移転前の住所又は居所													
	移転後の住所又は居所													
就職先の事業所	所在地													
	名称													
就職決定年月日	年月日	就業予定年月日	年月日											
受講する公共職業訓練等の施設	所在地													
	名称													
受講開始年月日	年月日	受講修了年月日	年月日	受講予定期間	年月日									
移転開始予定年月日	年月日	乗車(船)の場所					下車(船)の場所							
移転する者の氏名	生年月日	続柄	※鉄道賃				※船賃		※車賃		※移転料		※着後手当	※計
			距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額	支給額	
本人			km	円	円	円	km	円	km	円				円
家族														
※合計										km	円	円		
											就職先の事業主から支給される就職支度費の額	円		
											※差引支給額	円		
<p>上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p>年月日</p> <p>三重県教育委員会 宛て</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 <span style="float: right;">印</span></p>														

備考 ※印欄には記載しないこと。

(A列4版)

第11号様式の11（第11条の4関係）

広域求職活動費相当の退職手当申請書

申請者	氏 名					台帳番号						
	住所又は居所											
訪問事業所	名 称	所 在 地										
宿泊証明	関係職業安定所名											
	泊 数											
	関係職業安定所確認印											
※県委員会記載欄	区間	鉄道費				船 賃		車 賃		宿泊料	計	鉄道換算
		距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離	運賃			
		km	円	円	円	km	円	km	円	円	円	km
					求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額				円			
					※ 差 引 支 給 額				円			
<p>上記のとおり広域求職活動費に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>三重県教育委員会 宛て</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>												

備考 ※印欄には記載しないこと。

(A列4版)

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十六年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司  
三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

**三重県人事委員会規則 第二号**  
**三重県教育委員会規則 第二号**

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「松阪市立飯高西中学校  
度会郡南伊勢町立南島西中学校」を「松阪市立飯高西中学校」に改め、同表備考中「平成二十二年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改める。

別表第三中「松阪市立有間野小学校  
度会郡南伊勢町立宿田曾小学校  
度会郡南伊勢町立南海小学校」を「松阪市立有間野小学校」に改め、同表備考中「平成二十二年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改める。

第一号様式中「 兼」を「 兼」に、「 兼」を「 兼」に改め、「 兼」を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十六年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司  
三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

**三重県人事委員会規則 第二号**  
**三重県教育委員会規則 第二号**

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十五年三重県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項第三号中「第十七条の四第二項」を「第十七条の三第二項第二号及び第十七条の四第二項」に改める。

第十七条の三第二項中「事由が同号」を「事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項第二号を次のように改める。

一 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、特例法第二十六条第一項に規定する休業をし、派遣条例第二条第一項の規定若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

**三重県告示第244号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県立熊野少年自然の家の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立熊野少年自然の家の利用料金の承認（平成25年三重県告示第225号）は、平成26年3月31日限

り廃止します。

平成26年 3月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定管理者

有限会社熊野市観光公社  
代表取締役 奥田 博典

2 利用料金の額

(1) 宿泊室を利用する場合

区分	単位	金額 (円)
児童生徒等	1人1日につき	270
その他の者	1人1日につき	750

備考1 1日とは午後1時から翌日の午後1時までの間とする。

2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(2) 施設を利用する場合

区分	一時間当たりの金額 (円)
体育館	320
研修室	170

備考1 施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 1時間を越えて利用する場合の金額は、超過時間30分(30分未満のときは、30分とする。)当たり、1時間当たりの金額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。前号に定める利用時間を越えて、午前9時以前又は午後10時以降に利用する場合も同様とする。

3 宿泊室を利用する日(宿泊室の利用を開始する日の午後1時から宿泊室の利用を終了する日の午後1時までの間をいう。)の施設の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。

(3) 設備等を利用する場合

区分	単位	金額 (円)
野外炊事設備	1人3時間以内	150 (超過1時間当たり50円追加)

備考1 宿泊室を利用する日(宿泊室の利用を開始する日の午後1時から宿泊室の利用を終了する日の午後1時までの間をいう。)の施設の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。また、小学校又は中学校における集団宿泊研修で利用する場合は、無料とする。

3 利用料金の承認年月日

平成26年 3月27日

4 利用料金の適用年月日

平成26年 4月1日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第12条の規定により公告します。

平成26年 3月28日

三重県教育委員会教育長 山 口 千 代 己

- |   |           |                                      |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 特定役務の名称   | 平成26年度三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園児童生徒輸送業務委託  |
| 2 | 担 当 部 局   | 津市広明町13番地<br>三重県教育委員会事務局特別支援教育課      |
| 3 | 落札者決定日    | 平成26年3月5日                            |
| 4 | 落 札 者     | 三重県津市中央1番1号<br>三重交通株式会社 取締役社長 森口 明好  |
| 5 | 落 札 金 額   | 入札価格 28,300,000円<br>契約金額 30,564,000円 |
| 6 | 決 定 手 続   | 一般競争入札                               |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 平成26年1月14日                           |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成26年3月28日

三重県教育委員会教育長 山 口 千 代 己

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 特定役務の名称   | 平成25～28年度 三重県総合教育センター清掃業務委託              |
| 2 | 担 当 部 局   | 津市大谷町12番地<br>三重県教育委員会事務局研修企画・支援課         |
| 3 | 落札者決定日    | 平成26年2月24日                               |
| 4 | 落 札 者     | 三重県津市丸之内9番13号<br>丸ノ内ビル管理株式会社 代表取締役 辻井 壯男 |
| 5 | 落 札 金 額   | 入札価格 28,368,000円<br>契約金額 30,637,440円     |
| 6 | 決 定 手 続   | 一般競争入札                                   |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 平成25年12月27日                              |

発 行  
津 市 広 明 町 13 番 地  
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷  
合 資 会 社 黒 川 印 刷